

評議員確保支援の取り組みについて

社協における評議員確保支援にかかる 取組状況について

～アンケート調査の結果概要～

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

アンケート調査の概要

I. 調査内容

1. 都道府県・指定都市社協の取組状況について
平成28年10月末時点での窓口設置状況、相談受付・紹介状況(件数・概要)等について回答を求めた。
2. 市区町村社協の取組状況について
都道府県・指定都市社協に対して、都道府県・市内の市区町村社協における窓口設置状況、相談受付・紹介状況等に関するとりまとめを依頼し、回答を求めた。

II. 回答状況

1. 都道府県・指定都市社協
47都道府県社協、20指定都市社協の回答を得た(回収率100%)。
2. 市区町村社協
34都道府県から1,096市区町村社協(回収率63.7%)、
7指定都市から91区社協(回収率52.0%)の回答を得た。

アンケート調査の結果概要

Ⅲ. 結果概要

1. 都道府県・指定都市社協の取組状況

(1) 担当窓口の設置状況

	都道府県社協		指定都市社協		合 計	
①設置済	32件 (68.1%)	100%	8件 (40.0%)	85.0%	40件 (59.7%)	95.5%
②窓口を特定せずに対応	15件 (31.9%)		9件 (45.0%)		24件 (35.8%)	
③未設置※	0件 (0.0%)	0.0%	3件 (15.0%)	15.0%	3件 (4.5%)	4.5%
合 計	47件 (100.0%)		20件 (100.0%)		67件 (100.0%)	

※「③未設置」の理由にかかる主な回答：11月に設置(1市)、12月に設置(2市)

(2) 相談受付・紹介状況

	相談受付件数	紹介件数
都道府県社協	80件	0件
指定都市社協	8件	1件
合 計	88件	1件

①主な相談内容

- ・評議員の選任方法等、法人制度改革の内容、評議員確保支援

②主な紹介内容

- ・社協職員を紹介

アンケート調査の結果概要

2. 市区町村社協における取組状況

(1) 担当窓口の設置状況

	市区町村社協	
①設置済	204件(17.2%)	89.1%
②窓口を特定せずに対応	668件(56.3%)	
③設置不要※1	185件(15.6%)	
④未設置※2	130件(10.9%)	10.9%
合計	1,187件(100.0%)	

※1 「③設置不要」の理由にかかる主な回答

- ・町村内に施設経営法人がない。
- ・市町村内の法人は、すべて評議員会設置済である。
- ・確認したが、支援ニーズがない。

※2 「④未設置」の理由にかかる主な回答

- ・未定
- ・行政と協議中
- ・紹介方法等を検討中

アンケート調査の結果概要

(2) 相談受付・紹介状況

相談受付件数	紹介件数
186件	123件

① 主な相談内容

- ・評議員の選任方法等について
- ・法人制度改革の内容について
- ・評議員確保支援について

② 主な紹介内容

- ・民児協議会役員等、民生委員・児童委員
- ・自治会長
- ・社会福祉に精通している役場OB
- ・学識経験者
- ・法人の第三者委員等
- ・社協の役職員
- ・福祉団体職員OB、NPO法人関係者
- ・自治会、民生委員・児童委員連絡協議会、女性団体協議会等の各団体

都道府県・指定都市社会福祉協議会における当面の担当窓口一覧

	社協名	部署名(電話番号)
1	北海道	施設福祉課 (011-280-3161) 地域福祉課 (011-241-3977)
2	青森県	福祉人材課 (017-723-1391)
3	岩手県	総務部 (019-637-9613)
4	宮城県	総務部 (022-225-8476)
5	秋田県	総務企画部 (018-864-2711)
6	山形県	総務企画部 (023-622-5805)
7	福島県	総務企画課 (024-523-1251) 福祉サービス支援課 (024-523-1256)
8	茨城県	総務企画部 (029-241-1133)
9	栃木県	地域福祉部施設福祉課経営指導室 (028-622-5711)
10	群馬県	施設福祉課 (027-289-3344)
11	埼玉県	地域連携課 (048-822-1248) 経営相談室 (048-825-4811)
12	千葉県	地域福祉推進部 (043-245-1102) 福祉サービス事業部 (043-245-1103)
13	東京都	地域福祉部地域福祉担当 (03-3268-7186) 福祉部経営支援担当(経営相談) (03-3268-7170)
14	神奈川県	総務担当 (045-311-1421) 地域福祉推進担当 (045-312-4813) ライフサポート担当(経営相談室) (045-311-8730)
15	新潟県	地域福祉課 (025-281-5521)
16	富山県	施設団体支援課 (076-432-2959)
17	石川県	総務管理課 (076-224-1212)
18	福井県	総務施設課 (0776-24-2347)
19	山梨県	総務企画課 (055-254-8610)
20	長野県	総務企画部総務グループ (026-228-4244)
21	岐阜県	総務企画部 (058-273-1111)
22	静岡県	総務部 (054-254-5248) 福祉企画部 (054-254-5231)
23	愛知県	施設福祉部 (052-212-5509) 地域福祉部 (052-212-5502)
24	三重県	総務企画部 (059-227-5145)
25	滋賀県	経営部門法人経営担当 (077-567-3921)
26	京都府	地域福祉・ボランティア振興課 (075-252-6294) 福祉経営推進室 (075-252-6292)
27	大阪府	社会福祉事業経営相談室 (06-6762-9004)
28	兵庫県	福祉事業部 (078-242-4635)
29	奈良県	総務企画課 (0744-29-0100)
30	和歌山県	総務・資金部 (073-435-5224)
31	鳥取県	福祉振興部 (0857-59-6344)
32	島根県	総務部 (0852-32-5970)

	社協名	部署名(電話番号)
33	岡山県	地域福祉部 (086-226-2835) 総務企画部 (086-226-2822)
34	広島県	総務課 (082-254-3411)
35	山口県	総務班 (083-924-2777) 福祉振興班 (083-924-2799) 地域福祉班 (083-924-2828)
36	徳島県	総務企画課 (088-657-4461)
37	香川県	地域福祉部 (087-861-0546) 法人振興・総務部 (087-861-5611)
38	愛媛県	経営管理課 (089-921-8344)
39	高知県	福祉施設支援課 (088-844-4611)
40	福岡県	総務部総務課 (092-584-3377)
41	佐賀県	総務課 (0952-23-2145)
42	長崎県	地域福祉課 (095-846-8618)
43	熊本県	地域福祉課 (096-324-5470)
44	大分県	地域福祉部 施設団体支援部 (097-558-0300) 総務・企画情報部
45	宮崎県	経営企画部 (0985-22-3145)
46	鹿児島県	地域福祉部 (099-257-3855) 施設福祉部
47	沖縄県	地域福祉部 (098-887-2000) 施設団体福祉部
48	札幌市	総務課 (011-614-3345)
49	仙台市	総務課 (022-223-2010)
50	さいたま市	総務課 (048-835-3111)
51	千葉市	総務課 (043-209-8884)
52	横浜市	総務課 (045-201-2096)
53	川崎市	施設・団体事業推進課 (044-739-8717)
54	相模原市	総務課 (042-730-3888)
55	新潟市	経営管理課 (025-243-4366)
56	静岡市	総務課 (054-254-5213)
57	浜松市	総務課 (053-453-0580)
58	名古屋市	地域福祉推進部 (052-911-3193)
59	京都市	総務部 (075-354-8731)
60	大阪市	総務課 (06-6765-5601)
61	堺市	総務課 (072-232-5420)
62	神戸市	福祉部地域福祉課 (078-271-5317)
63	岡山市	地域福祉課 (086-225-4051)
64	広島市	福祉課 (082-243-0051)
65	北九州市	総務部 (093-882-4401)
66	福岡市	地域福祉課 (092-720-5356)
67	熊本市	地域福祉推進課 (096-322-2331)

全社地発第 184 号

平成 28 年 7 月 4 日

都道府県・指定都市社会福祉協議会 事務局長 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 事務局長

社会福祉法人に対する評議員確保の支援について

本会事業の推進につきまして、平素よりご高配賜り深謝申し上げます。

今般の社会福祉法改正により、平成 29 年 4 月 1 日より全ての社会福祉法人において評議員会を設置することが義務付けられました。しかし、とくに小規模な法人などでは、評議員の候補者となり得る地域の人材の情報を得ることが難しい状況もあることから、地域の住民や福祉関係者のネットワークを有する社協の支援が期待されています。

このたび、厚生労働省より法改正にかかる対応について、平成 28 年 6 月 20 日付で事務連絡が発出され、評議員確保支援に関して「地方自治体が行うべき支援」や「社会福祉協議会に期待される取組」が示されたことを踏まえ、基本的な考え方や実施内容等について別紙のとおり整理しました。つきましては、貴会における体制整備等とともに市区町村社協への周知及び取組の推進にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

なお、上記の他に、地域における公益的な取組の責務化等に伴う社会福祉法人・福祉施設との協働の推進については、本会地域福祉推進委員会において「社会福祉法人制度の見直しに対応した社会福祉協議会と社会福祉法人・福祉施設の協働による活動の推進方策」を作成中であり、追ってお示しすることとしています。

【本件に関する問合せ先】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

地域福祉部 担当：水谷、桑原、平井

TEL 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858

z-chiiki@shakyo.or.jp

(別紙)

1. 基本的な考え方

①社協としての取組の意義

地域における様々な生活課題への対応が求められる中、社協は地域福祉を推進する組織として役割を発揮し、地域住民、社会福祉法人・福祉施設をはじめとする社会福祉関係者等と地域の課題を共有し、解決にむけた取組を強化していく必要がある。

評議員確保の支援は、地域の社会福祉法人・福祉施設との連携・協働を推進するうえで重要な取組であり、社協として積極的に対応する必要がある。

また、社会福祉法第 109 条第 1 項第 4 号(社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業)及び第 110 条第 1 項第 1 号に基づき社協に求められる、その本来的な活動の一環として主体的に取り組むべき事項である。

②社会福祉法人との関係

評議員会は社会福祉法人の意思決定機関(議決機関)であり、評議員の選任に当たっては、社会福祉法人の自主性、主体性が尊重され、最終的な決定とその結果責任は当該社会福祉法人にある。また、評議員の選任はあくまでも当該社会福祉法人と評議員への就任を承諾する者の間での合意に基づいて行われるものである。

③所轄庁等の自治体との関係

社会福祉法人の評議員会設置について具体的な推進や指導を行い、適正な運営を確保することは所轄庁(都道府県・市)の役割であり、社協は、所轄庁等の関係自治体と連携して、評議員の候補者となり得ると考えられる地域の人材について情報提供し、評議員会設置にむけた環境づくりを行う。

2. 都道府県・指定都市社会福祉協議会における取組

①担当者(部署)を決定し、市区町村社協に対する支援を実施する。特に、専門職団体等と連携し、必要な情報を市区町村社協に対し、情報提供する。

【市区町村社協への支援の例】

- 市区町村社協の担当者(部署)及び取組状況について、アンケートや担当者会議を通じて把握するとともに市区町村社協からの相談に対応し支援を行う。
- 都道府県庁と連携し、町村部の社会福祉法人に対して町村社協とともに支援を行う。

【専門職団体の例】

- 社会福祉士会
- 介護福祉士会
- その他、たとえば日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援での弁護士会とのつながりを生かして連携すること等が考えられる。

②社会福祉法人からの要請にも対応できるよう相談窓口を設置する。

③福祉関係団体等を通じた社会福祉施設関係者への周知を行う。

【周知の取組例】

- 種別協議会での会議及び情報誌、メールニュース等において所轄庁や社協における評議員確保支援の取組について説明、広報する。

3. 市区町村社協における取組

①担当者（部署）を決定し、社会福祉法人から要請があった場合には、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材に関する情報を提供する。

【地域の人材の例】

- 住民組織の代表者
- 地域において福祉活動を行う者（民生委員・児童委員、福祉委員、高齢者見守り員等）
- ボランティア団体やNPOの活動者
- 福祉サービスを利用する当事者（団体のリーダー等）等

※社会福祉法人制度改革の趣旨や評議員の役割について説明するとともに、本人の理解を得た上で社会福祉法人へ情報提供を行うことが必要である。

②地域の状況等に応じて対応すること

・あらかじめ社会福祉法人のニーズ等を把握するため、社会福祉法人に対する説明会や調査等を行う。なお、施設連絡会等を設置している場合は、当該連絡会の取組として実施する。

・評議員の候補者となり得る地域住民への説明会の開催等により評議員会制度に係る理解の促進を図る。

栃木県内社会福祉協議会における 社会福祉法人の評議員確保支援の現状

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会

社会福祉法人に対する評議員確保の支援について①

(栃木県社会福祉協議会)

1 県との連携

- (7月中旬)市町村社協等における相談窓口設置に関する協力依頼について県と協議
 - 県 → 弁護士会、公認会計士協会、税理士会へ協力依頼
 - 県社協 → 市町村社協、各福祉士会(社会福祉士会、介護福祉士会、精神保健福祉士会)へ協力依頼
- (8月下旬)説明会の開催
 - 県主催の社会福祉法人対象の制度改革説明会で、本会より県・市町村社協の相談窓口一覧表を配布・説明

2 本会の取組

- 相談窓口の設置(8月下旬)
- 市町村社協への協力依頼
 - ・(7月上旬)「社会福祉法人に対する評議員確保の支援について」(H28.7.4全社地発第184号の別紙)を送付
 - ・(8月上旬)「社会福祉法人に対する評議員確保の支援のための窓口の設置について」を送付
 - ・(9月上旬)本会主催の市町村社協対象の制度改革説明会で説明・依頼
- 各福祉士会への協力依頼
 - ・(8月上旬)各福祉士会の会長等に内容説明・相談窓口設置の協力依頼

3 相談実績

- 市町村社協の受付件数は、6法人6件。また、紹介件数は2法人4人。県社協の紹介件数は0件。
(10月末現在)

【事例①】特養を経営する法人からの相談。相談内容は、特殊の関係がある役員、評議員がいるため、新たに選任したいというもの。民生委員、学識経験者(大学教授)を希望。民生委員は行政主管課につないで紹介。大学教授は候補者がいなかったため、地域の区長を候補とし、行政主管課につないで紹介。

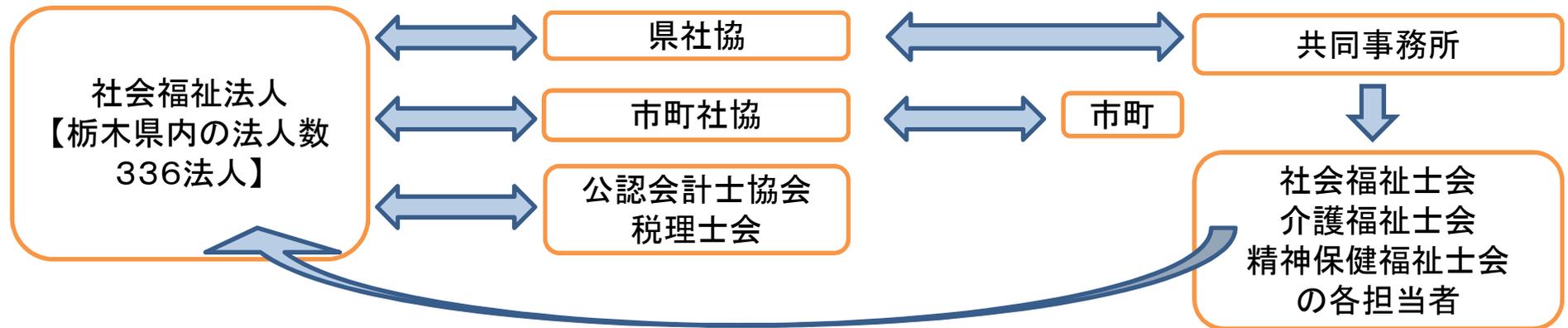
【事例②】特養を経営する法人からの相談。相談者は、評議員に係る制度改革の理解が不十分であったため、改正内容について説明するとともに、民生委員、自治会長を紹介。民生委員の紹介は行政主管課と相談の結果、行政から紹介することになった。自治会長は、社協理事でもある連合自治会長に相談し紹介した。 11

社会福祉法人に対する評議員確保の支援について② (栃木県社会福祉協議会)

4 市町村社協と行政の連携

○相談があった場合はスムーズに対応できるよう必要に応じて連携体制を構築

5 相談の流れ



共同事務所の体制

- ・名称は「とちぎソーシャルケアサービス共同事務所」
- ・上記3団体の他、医療社会事業協会、ホームヘルパー協議会、ソーシャルワーカー協会を合わせて6団体の共同事務所。
- ・事務局員は3名で共同事務所事務局長は、社会福祉士会事務局長と兼任
- ・事務所は本会と同じとちぎ福祉プラザ内に置く。

社会福祉法人に対する評議員確保の支援について③

(栃木県社会福祉協議会)

社会福祉法人の評議員確保に関する支援窓口

社会福祉法改正に伴う社会福祉法人の評議員の確保に関して、県内の社会福祉協議会に支援窓口を設置しました。ご相談、お問い合わせは最寄の社会福祉協議会へご連絡ください。

社協名	住所	電話番号 ファックス番号	担当部署	社協名	住所	電話番号 ファックス番号	担当部署
1 宇都宮市社協	宇都宮市中央1-1-15	028-636-1215 028-638-9856	総務企画課	14 下野市社協	下野市小金井789	0285-43-1236 0285-44-5807	総務課
2 足利市社協	足利市東砂原後町1072	0284-44-0322 0284-44-0529	総務施設課	15 上三川町社協	河内郡上三川町上蒲生127-1	0285-56-3166 0285-56-3164	総務企画係
3 栃木市社協	栃木市今泉町2-1-40	0282-22-4457 0282-22-4467	総務課法人運営係	16 益子町社協	芳賀郡益子町益子1532-5	0285-70-1117 0285-72-9141	
4 佐野市社協	佐野市大橋町3212-27	0283-22-8100 0283-22-8199	総務福祉課総務係	17 茂木町社協	芳賀郡茂木町茂木1043-1	0285-63-4969 0285-63-5070	
5 鹿沼市社協	鹿沼市万町931-1	0289-65-5191 0289-62-9361	総務課総務係	18 市貝町社協	芳賀郡市貝町市埜1720-1	0285-68-3151 0285-68-3553	
6 日光市社協	日光市今市511-1	0288-21-2759 0288-21-3110	法人経営チーム	19 芳賀町社協	芳賀郡芳賀町祖母井南1-6-1	028-677-4711 028-677-4732	総務係
7 小山市社協	小山市神鳥谷931-3	0285-22-9384 0285-22-2940	地域福祉係	20 壬生町社協	下都賀郡壬生町壬生甲3843-1	0282-82-7899 0282-82-3589	社会福祉課総務係
8 真岡市社協	真岡市荒町110-1	0285-82-8844 0285-82-5516	総務係	21 野木町社協	下都賀郡野木町友沼5840-7	0280-57-3100 0280-57-3101	社会福祉課総務係
9 大田原市社協	大田原市浅香3-3578-17	0287-23-1130 0287-23-1138	総務係	22 塩谷町社協	塩谷郡塩谷町玉生872	0287-45-0133 0287-45-2413	※ファックスは送信前に要連絡
10 矢板市社協	矢板市扇町2-4-19	0287-44-3000 0287-43-6661		23 高根沢町社協	塩谷郡高根沢町石末1825	028-675-4777 028-675-6953	庶務係
11 那須塩原市社協	那須塩原市南郷屋5-163	0287-37-5122 0287-36-8710	総務課総務係	24 那須町社協	那須郡那須町寺子乙2566-1	0287-72-5133 0287-72-0416	地域福祉係
12 さくら市社協	さくら市喜連川904	028-686-2670 028-686-2423	総務係	25 那珂川町社協	那須郡那珂川町馬頭560-1	0287-92-2226 0287-92-1295	法人運営係
13 那須烏山市社協	那須烏山市田野倉85-1	0287-88-7881 0287-88-9747	総務係	26 栃木県社協	宇都宮市若草1-10-6	028-622-5711 028-622-5788	地域福祉部経営指導室

社会福祉法人に対する評議員確保の支援について④ (栃木県社会福祉協議会)

社会福祉法人の評議員確保に関する支援窓口(各種団体)

社会福祉法改正に伴う社会福祉法人の評議員の確保に関する「評議員としての識見を有する人材」についての県内の各種団体の相談、お問合せ先は次のとおりです。

	団体名	電話番号
1	日本公認会計士協会栃木県会	028-635-8769
2	関東信越税理士会栃木県支部連合会	028-637-1007
3	栃木県社会福祉士会	028-622-0525
4	栃木県介護福祉士会	(栃木県社会福祉協議会 地域福祉・ボランティア課)
5	栃木県精神保健福祉士会	※社会福祉士会、介護福祉士会、精神保健福祉士会については、栃木県社協から各会へ取次ぎます。 調整後に、各会から直接、各法人へ回答があります。

千葉県内社会福祉協議会における 社会福祉法人の評議員確保支援の現状

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

評議員確保への市町村社協の取り組み①

評議員確保への相談窓口の設置状況（53市町村社協）

相談窓口	回答数	構成割合
設置済み	18社協	34.0%
未設置(年内設置)	13社協	24.5%
未設置(設置未定)	22社協	41.5%

（10月末日現在）

- ◆ 「設置済み」「年内設置」を合わせると31社協（58.5%）が相談窓口を設置している。
 - ⇒ ・市町村社協が社会福祉法人の評議員確保に向けて意識している
 - ・市町村社協事務局長会研修会等を通じた県社協からの働きかけ。

評議員確保への市町村社協の取り組み②

評議員確保への相談窓口が未定の理由（22市町村社協）

窓口設置が未定の理由	回答数	割合
管内には社協以外に社会福祉法人がない	1社協	4.5%
管内の社会福祉法人が少なく、担当窓口を設置する必要性がない	6社協	27.3%
管内の社会福祉法人と連携を密にしており、あらためて担当窓口を設置しなくても対応できる	5社協	22.7%
管内の社会福祉法人は全て評議員会を設置済みである	2社協	9.1%
具体的な相談がなく、今後相談があったとしても適宜対応できる	5社協	22.7%
担当窓口の設置について検討していない	3社協	13.6%

（10月末日現在）

- ◆管内の社会福祉法人の状況を見据え、地域の実情に合わせた対応が必要。
- ◆行政と社協が連携した対応がなされているかを確認する。

評議員確保への市町村社協の取り組み③

○これまでの相談実績（10月末日現在）

▽相談受付件数…2件

- ・市内の民生委員を紹介してほしい。（特別養護老人ホーム）
- ・社協職員に評議員をお願いすることは可能か。（保育園）

▽紹介件数…1件（2人・1法人）

- ・民生委員を紹介（特別養護老人ホーム）

▽本会での相談実績…0件

◆評議員確保に向け、県市町村社協が支援することを所轄庁から伝達する必要がある。

（社協が取り組んでいることを知らない可能性があるのでは？）

◆行政と社協が連携して評議員確保に取り組むことで、社会福祉法人改革を推進することができる。

評議員確保への市町村社協の取組事例①

○「佐倉市社会福祉法人の未来をつくる協議会」の設立（佐倉市社会福祉協議会）

- ・ 社会福祉法人制度改革によって、より市民福祉の向上に関する役割が重要視され新たな時代へと変化していく中で、社会福祉法人同士の連携を密にし、共通課題への対応や情報交換等々について関係性を深めていこうという一致した考えに基づき設立。
- ・ 事前アンケートで協議会組織への参加について、「ぜひ参加したい」が34.6%、「内容によっては参加したい」が65.4%と、市内全法人が参加意向を示す。
- ・ 活動のテーマ「これからの社会福祉法人の経営及び方向性」
- ・ 当面の協議題「社会福祉法人改革への対応」
- ・ 今後、福祉人材確保や法人経営などの課題解決に取り組み、地域ニーズに基づく地域貢献活動への取り組みが必要との認識。市民の期待に応え、積極的恒常的に活動していく。
- ・ 千葉県内に市町村域で社会福祉法人・施設等との連絡会等を設置している市町村は、23市町（42.6%）。
うち、市町村社協が事務局を担っている市町村は、10市町。
- ・ 他市町でも連絡会等においても、社会福祉制度改革や評議員確保に向けた社協の取り組み等について、情報提供や研修会等を行っている。

評議員確保への市町村社協の取組事例②

○管内の全社会福祉法人への戸別訪問（習志野市社会福祉協議会）

- ・管内の社会福祉法人数がそれほど多くないこと、市施策で協議体を設置する予定があったことから、社会福祉法人に直接訪問した。
- ・市社協にとっては、各社会福祉法人と顔の見える関係が構築できた。
- ・評議員確保に関しては、市社協から説明したが、相談等はなかった。
理由：法人と地域で関係を持っていた／他法人（学校法人等）との関係があり、評議員のノウハウがあった／委嘱している理事が多かったため、理事・評議員の役割分担ができた。など

評議員確保への行政等との連携

- 行政担当課と市町村社協が、社会福祉法人改革への対応や評議員の確保等について、協議を行っている。
- 行政担当課と市町村社協が連携して、社会福祉法人改革等をテーマとした研修会・勉強会等を実施している。
- 千葉県社協から千葉県社会福祉士会・千葉県介護福祉士会に評議員確保に関する協力を依頼し、了承を得ている。
- 所轄庁による説明会の実施状況
実施済み… 1 1市（実施率：30.6%）※戸別訪問（1市）を含む

- ◆社会福祉法人改革に関して、所轄庁から何らかのアプローチをかけていくことが重要。
- ◆評議員の確保についても同様、早めに仕掛けをしないと人材を確保することは難しくなる。